

令和8年度埼玉県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、高い耕地率（令和6年時点 19.1%で全国第4位）、恵まれた自然条件及び大消費地である首都圏に位置するという有利な条件を備えている。こうした条件を生かし、米、麦、野菜、果樹、花植木など多彩な農産物が生産され、732万人の県民をはじめ 4,436万人の消費者を擁する首都圏に向け農産物を供給している。

田については、耕地面積の 55.8%を占め、水稻のほか麦類、大豆、野菜などの生産が行われている。

本県の基幹的農業従事者数は令和7年時点で 27,609人と、令和2年から 26.7%減少した（2025年農林業センサス（確定値））（農林水産省）。

一方で、農地中間管理事業（平成26年開始）の実施などにより県内の農地利用集積面積は平成25年度から令和6年度にかけて 8,663ha（集積率は 13.6ポイント）増加しており、規模拡大を進める担い手が増加傾向にある。

今後ともこのような担い手を育成していくためには、同事業を活用した担い手へのさらなる農地集積・集約を進めるとともに、水稻はもとより水稻以外の戦略作物や高収益作物の本作化を図り、水田農業の構造改革を進めていくことが課題となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県の令和6年時点の野菜の産出額は 872億円であり、県全体の農業産出額 1,929億円の 45.2%を占める。

このため、野菜を主な高収益作物の推進品目として位置付け、首都圏に位置し大消費地を有する利点を生かし、野菜の生産・供給拠点として、多様な流通・販売ルートを活用した産地創出を図る。

県全体の野菜の作付状況については近年減少傾向にはあるものの、水田における野菜の作付面積は拡大傾向にある。機械化一貫体系の導入や、県内食品業者の加工用・業務用需要を受けて生産拡大を図る経営体も育成されている。

また、都心からのアクセスが良好であることから、観光農園等の拡大が見込まれるとともに、加工・業務用に適した土地利用型の品目や、高付加価値で訴求力の高い品目を中心に推進していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水稻の作付面積が減少傾向にある中、交付対象水田の利用状況を確認し、その結果を踏まえ、水田活用の直接支払交付金に頼らず、野菜等の高収益作物や麦・大豆等の本作化を進め、農業経営の所得向上を図る。

また、生産者が水田を余すことなくフル活用できるよう、麦、大豆等を始めとした戦略作物の低コスト技術対策の普及・定着に向けた取組、並びに生産拡大に向けた取組を支援していく。

さらに、地域のほ場条件、田畑輪換やブロックローテーション、畑作物の定着状況など水田の利用状況を点検するとともに、畑作物の産地づくりに向けた地域の話し合いを促進し、水田の有効利用を支援する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米の需要は中長期的に減少傾向であることから、需要に応じた米の生産が必要である。

本県は産地と消費地が隣接していることから、農家が消費者や飲食店等に直接販売できる環境にあり、産地や品種にかかわらず流通が可能となっている。

その反面、市場流通についてはロットが確保できないため、銘柄ブランドとして一般に浸透させにくいという特徴がある。

また、近年は夏期の高温による登熟障害が発生しており、暑さに負けない米づくりを推進する必要がある。

そのため、今後は

①安定生産を実現する適正な品種構成への誘導

②本県の優位性を活かした生産・販売体制の構築

③高温対策や病害虫防除の徹底による品質・作柄の安定

に向けて行政・関係団体及び生産者が一体となって取り組む。

(2) 備蓄米

継続的に安定した取引が期待できるとともに、播種前に販売収入を決定できることから、県優先枠を活用し、着実に取組を進めていく。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

令和6年産から一般品種の交付単価が減額されたことを受け、多収品種等の作付を推進する。

畜産農家等への安定供給のため、地域内流通の取組を推進する。

イ 米粉用米

大手米粉製粉業者等と連携し、加工適性が高い品種の導入を検討するなど、需要に基づいた取組を進める。また、県産米粉の消費拡大に取り組むことにより、生産拡大を推進する。

ウ 新市場開拓用米

国内の主食用米の需要が中長期的に減少する中、内外の新たな市場開拓への取組を支援し、担い手の作付拡大を図るとともに、実需者との複数年契約を推進する。

エ WCS 用稲

専用品種の種子を確保し、主穀作農家がコントラクター組織に参画するよう誘導することにより、耕畜連携による生産の維持・拡大を図る。

オ 加工用米

地域の実需者の需要に応じた生産を図るとともに酒造メーカー等実需者との取組を支援する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦は、近年では冬期の温暖化、春期の多雨など気象の影響による生産量や品質の変動が大きくなっている。また、国産小麦等のニーズの高まりの中、県産小麦等につい

ても生産の拡大を図っている。

このため、基本技術の励行による高品質安定生産や、農地の利用集積・集約化による生産コストの低減を推進するとともに、産地交付金等を活用し担い手の作付拡大を支援する。

また、麦は本県北東部を中心に古くから二毛作が盛んに行われており、水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、引き続き、産地交付金を活用して二毛作の取組を支援する。

大豆は、麦類と同様に、気象変動の影響による収量性の低下が顕著になっており、生産者の作付意欲が低下しつつある。一方、国産大豆のニーズは高まっているため、基本技術の励行による収量の安定化を推進するとともに、産地交付金や麦・大豆等作付拡大支援事業を活用し、担い手の作付拡大を支援する。

飼料作物は、引き続き、耕畜連携の取組に対する支援を行う。また、省力栽培が可能である子実用とうもろこしについては、収益向上に向けた担い手の取組を支援する。

(5) そば、なたね

一部地域で地産地消の取組がなされているため、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

また、二毛作による水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図る。

(6) 地力増進作物

持続的な農業の確立に向けて、産地交付金を活用し、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構発行の「緑肥マニュアル(2020年3月)」等に記載されているエンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ(緑肥用)、イタリアンライグラス(緑肥用)、ソルガム(ソルゴー)、スーダングラス(緑肥用)、ギニアグラス(緑肥用)、トウモロコシ(緑肥用)、ヒエ(緑肥用)、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー類、クロタリリア、セスバニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ(チャガラシ)、ナタネ(緑肥用)、ハゼリソウによる次作に向けた計画的な土づくりを支援する。

(7) 高収益作物

本県は首都圏に位置することから野菜の生産・供給拠点としての役割を担っており、野菜の産出額は令和6年時点で全国第8位と生産が盛んである。

一方で消費者が身近にいることから流通・販売ルートも多様化し、さらには県内の食品事業者から加工・業務用に適した野菜生産にも潜在需要がある。

このため、水田農業における経営の安定化を図る方策の一つとして、加工・業務用に適した土地利用型の品目の作付拡大を推進し、水田農業経営の所得向上を図る。

また、水田での転換作物として導入の機運が高まっているごまを高収益作物に位置付け、作付拡大の取組を支援する。

5 作物ごとの作付予定面積等

別紙のとおり

～

8 産地交付金の活用方法の明細

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	30,600	0	30,634	0	30,634	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	816	0	755	0	755	0
米粉用米	314	0	322	0	322	0
新市場開拓用米	19	0	22	0	22	0
WCS用稲	123	0	123	0	123	0
加工用米	44	0	43	0	43	0
麦	5,375	3,263	5,590	3,321	5,590	3,321
大豆	353	101	398	114	398	114
飼料作物	237	88	211	74	211	74
	・子実用とうもろこし	40	52	0	52	0
そば	167	67	167	66	167	66
なたね	1	0	1	0	1	0
地力増進作物	0	0	4	0	4	0
高収益作物	261	0	256	0	256	0
	・野菜	257	251	0	251	0
	・その他の高収益作物	4	5	0	5	0
畑地化	1	0	1	0	1	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1-1	麦	担い手による麦・大豆 の取組	収益力向上技術導入面 積	(R5年度) 2, 034ha (R6年度) 2, 178ha (R7年度) 2, 112ha	(R8年度) 2, 269ha
	大豆			(R5年度) 351ha (R6年度) 295ha (R7年度) 252ha	(R8年度) 284ha
1-2	麦	担い手による麦・大豆 の生産性向上の取組	品質向上（1等割合） 単収の増加	—	(R8年度) 90%
	大豆			—	(R8年度) 92kg
2	高収益作物 （露地野菜及びごま）	担い手による所得向上 に向けた高収益作物生 産の取組	水田を活用した 高収益作物の取組面積	(R5年度) 210ha (R6年度) 239ha (R7年度) 224ha	(R8年度) 256ha
3-1	飼料用米	担い手による飼料用米 の取組	収益力向上技術導入面 積	(R5年度) 3, 033ha (R6年度) 1, 829ha (R7年度) 750ha	(R8年度) 755ha
3-2	飼料用米	担い手による飼料用米 の生産性向上の取組	単収の増加	—	(R8年度) 425kg
4	飼料用米	担い手による飼料用米 の地域内流通の取組	収益力向上技術導入面 積	(R6年度) 1, 449ha (R7年度) 321ha	(R8年度) 323ha
5-1	米粉用米・新市場開拓用米	担い手による米粉用 米・新市場開拓用米の 取組	収益力向上技術導入面 積	(R6年度) 815ha (R7年度) 300ha	(R8年度) 344ha
5-2	米粉用米・新市場開拓用米	担い手による米粉用 米・新市場開拓用米の 生産性向上の取組	単収の増加	—	(R8年度) 470kg
6	戦略作物等 （麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、 飼料用米、米粉用米、そば（二期作を含 む）、なたね、新市場開拓用米） ※種子用を含む	二毛作助成	戦略作物同士の組合せ の割合	(R5年度) 49% (R6年度) 42% (R7年度) 28%	(R8年度) 30%
7	飼料作物 （WCS用稲、子実用とうもろこし含む）	飼料作物の作付の取組	収益力向上技術導入面 積	(R5年度) 342ha (R6年度) 336ha (R7年度) 329ha	(R8年度) 334ha
8-1	加工用米	加工用米の作付けの取 組	収益力向上技術導入面 積	(R6年度) 144ha (R7年度) 41ha	(R8年度) 43ha
8-2	加工用米	加工用米の生産性向上 の取組	単収の増加	—	(R8年度) 470kg
9	そば	そば、なたねの 作付の取組	水田におけるそば、 なたねの作付面積	(R5年度) 45ha (R6年度) 75ha (R7年度) 92ha	(R8年度) 101ha
	なたね（搾油用）			(R5年度) 5ha (R6年度) 2ha (R7年度) 1ha	(R8年度) 1ha
10	新市場開拓用米	新市場開拓用米の 複数年契約加算	複数年契約の取組面積	(R5年度) 6ha (R6年度) 0ha (R7年度) 0ha	(R8年度) 7ha
11	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付 の取組	新市場開拓用米の 作付面積	(R5年度) 50ha (R6年度) 58ha (R7年度) 19ha	(R8年度) 22ha
12	地力増進作物	地力増進作物の 作付の取組	地力増進作物の 取組面積	(R5年度) 0ha (R6年度) 7ha (R7年度) 0ha	(R8年度) 4ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:埼玉県

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	担い手による麦・大豆の取組	1	5,500	麦、大豆	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
	担い手による麦・大豆の取組(二毛作)	2	5,500	麦、大豆	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
1-2	担い手による麦・大豆の生産性向上・品質向上の取組	1	5,900	麦、大豆	作付面積に応じて支援、生産性向上・品質向上の取組
	担い手による麦・大豆の生産性向上・品質向上の取組(二毛作)	2	5,900	麦、大豆	作付面積に応じて支援、生産性向上・品質向上の取組
2-1	担い手による所得向上に向けた 高収益作物生産の取組(11品目)	1	5,500	ねぎ、ブロッコリー、カリフラワー、さといも、とうもろこし、な す、えだまめ、たまねぎ、にんにく、じゃがいも、ごま	作付面積に応じて支援
2-2	担い手による所得向上に向けた 高収益作物生産の取組(それ以外の野菜)	1	5,000	上記以外の野菜	作付面積に応じて支援
3-1	担い手による飼料用米の取組	1	3,600	飼料用米	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
3-2	担い手による飼料用米の生産性向上の取組	1	4,000	飼料用米	作付面積に応じて支援、生産性向上の取組
4	担い手による飼料用米の地域内流通の取組	1	1,400	飼料用米	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
5-1	担い手による米粉用米・新市場開拓用米の取組	1	5,400	米粉用米、新市場開拓用米	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
5-2	担い手による米粉用米・新市場開拓用米の生産性向上の取組	1	5,800	米粉用米、新市場開拓用米	作付面積に応じて支援、生産性向上の取組
6-1	二毛作助成(主＋戦)	2	3,900	戦略作物等	主食用米と戦略作物等の二毛作を行った場合、二毛作として作付する面積に応 じて支援
6-2	二毛作助成(戦＋戦)	2	10,600	戦略作物等	戦略作物同士の二毛作を行った場合、二毛作として作付する面積に応じて支援
7	飼料作物の作付の取組	1	5,400	別紙アのとおり	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
8-1	加工用米の作付けの取組	1	5,400	加工用米	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
8-2	加工用米の生産性向上の取組	1	5,800	加工用米	作付面積に応じて支援、生産性向上の取組
9	そば、なたねの作付の取組	1	20,000	そば、なたね(搾油用)	作付面積に応じて支援
10	新市場開拓用米の複数年契約加算	1	10,000	新市場開拓用米	複数年契約の取組面積に応じて支援
11	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000	新市場開拓用米	取組面積に応じて支援
12	地力増進作物の作付拡大の取組	1	20,000	別紙アのとおり	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙ア)

飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、子実用とうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

地力増進作物の範囲

エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ(緑肥用)、イタリアンライグラス(緑肥用)、ソルガム(ソルゴー)、スーダングラス(緑肥用)、ギニアグラス(緑肥用)、トウモロコシ(緑肥用)、ヒエ(緑肥用)、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー類、クロタリヤ、セสบニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ(チャガラシ)、ナタネ(緑肥用)、ハゼリソウ

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	1-1				
使途名	担い手による麦・大豆の取組									
対象作物	麦、大豆（基幹作＋二毛作）									
単 価	5, 500円/10a（上限単価11, 000円/10a）									
課 題	【R7年度の評価と今後の課題】 R7年度の収益力向上技術導入に取り組んだ面積は、麦2,112ha、大豆252haであり、麦はR6年度の2,178haよりも減少し、大豆はR6年度の295haよりも減少した。麦・大豆の面積の目標と実績の乖離については、主食用米の価格高騰や近年の年間増加面積に対し高い目標設定としていたことが一因として考えられる。 R8年度の目標面積については、R7の実績及び主食用米の作付面積目標を元に設定した。 麦・大豆は需要が高く、排水対策や適切な防除等の取組により、収量、品質が安定し、担い手の経営安定につながるため、引き続き支援を行う。 二毛作については、R7年度の本メニューで支援している麦の61%、大豆の28%を占めている。水田の有効活用や担い手の収益向上に向けて、二毛作での取組も合わせて支援していく。									
目 標			令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	収益力向上 技術導入面積（基幹作） (ha)	目標	麦	大豆	麦	大豆	麦	大豆	麦	大豆
			2,070	344	2,050	400	2,228	394	2,269	284
		実績	2,034	351	2,178	295	2,112	252	-	-
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する麦及び大豆に対して、その作付面積に応じて助成する。									
具体的要件	○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 麦、大豆（基幹作・二毛作） なお、同一ほ場で当該助成の対象作物同士で二毛作を行う場合、いずれも助成対象とする。 また、異なる整理番号の助成対象作物との組合せで二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 ○収益力向上要件 別紙1に記載の取組要件のうち1つ以上を実施する。									
取組の 確認方法	○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。 ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅲの2の（4）の規定及び、平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて行う。 ○出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。 ○収益力向上要件の取組確認は別紙1に記載の方法で行う。									
成果等の 確認方法	収益力向上技術導入面積は産地交付金の活用実績により確認（R9.2）。									
備 考	主食用米の需要は中長期的に減少傾向にあり、令和8年度以降も麦、大豆への作付転換が必要となることが見込まれることから、支援年限は設定していない。 同一作物で1-1と1-2の重複申請は不可									

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

(別紙1) 担い手による麦・大豆の取組における収益力向上要件

【取組要件(1-1)】

① 難防除雑草対策
薬剤散布や耕種的防除などにより、以下の難防除雑草を防除する。 (麦：ナズナ、スズメノカタビラ、ノミノフスマ、スズメノテッポウ、カズノコグザ、カラスノエンドウ、ヤエムグラ、ネズミムギ、カラスムギ、タデ類、シロザ、スギナ、コヌカグザ、ヨモギ) (大豆：帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ニシキアオイ、アメリカセンダングサ)
② 排水対策
以下のいずれか一つ以上に取組む。 心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠、そのほか地域農業再生協議会において排水対策に資すると判断できる取組み。
③ 土壌診断を踏まえた土づくり・施肥
pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材の施用、又は緑肥作物を作付する。
④ 重要病害虫の防除
薬剤により、以下の病害虫を防除する。 (麦：赤かび病、うどんこ病、赤さび病) (大豆：紫斑病、カメムシ類、ハスモンヨトウ、シロイチモジマダラメイガ)

【取組の確認方法(1-1)】

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等(全てでなくてよい)により確認する。	
・営農計画書	・土壌診断書
・現地確認	・肥料・農薬等購入伝票
・作業日誌	・その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	1-2				
使途名	担い手による麦・大豆の生産性・品質向上支援									
対象作物	麦、大豆（基幹作＋二毛作）									
単 価	5, 9 0 0 円 / 1 0 a（上限単価 1 1, 8 0 0 円 / 1 0 a）									
課 題	【今後の課題】 （大豆）全国的な10a当たりの収量164kgと比較して、埼玉県では82kgと、82kg少ない収穫量となっており、低い単収の改善が生産性向上に向けては必要となる。 （麦） 令和7年度小麦の農産物検査結果では1等の割合が、88.3%と全国平均の84.4%よりも高くなっているが、生産者の収益力向上に向けては、更なる品質の向上が求められる。									
目 標			令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	麦：普通小麦の1等割合90% 大豆：単収の上昇（kg）	目標	麦	大豆	麦	大豆	麦	大豆	麦	大豆
		実績	-	-	-	-	-	-	-	-
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する麦及び大豆に対して、単収および品質の向上につながる営農技術を実施する対象作物の作付面積に応じて助成									
具体的要件	○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 麦、大豆（基幹作・二毛作） なお、同一ほ場で当該助成の対象作物同士で二毛作を行う場合、いずれも助成対象とする。 また、異なる整理番号の助成対象作物との組合せで二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 ○収益力向上要件 以下の取組を実施すること。 （麦） 前年のタンパク値や生育診断に基づく追肥の実施 （大豆） 別紙1－2の取組要件を全て実施									
取組の 確認方法	○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。 ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅲの2の（4）の規定及び、平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて行う。 ○出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。 ○収益力向上要件の取組確認は別紙1に記載の方法で行う。									
成果等の 確認方法	収益力向上技術導入面積は産地交付金の活用実績により確認（R9.2）。									
備考	生産性・品質向上に向けた取り組みに対して、令和8年度まで支援を行う。その後の支援内容については効果検証を行い支援内容を見直す。 同一作物で1－1と1－2の重複申請は不可。									

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

（別紙１－２）担い手による大豆の取組における生産性向上取組要件

【取組要件】

① 難防除雑草対策

薬剤散布や耕種的防除（水張り等）などにより、以下の難防除雑草を防除する。

（大豆：帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ニシキアオイ、アメリカセンダングサ）

② 排水対策

以下のいずれか一つ以上に取組む。

心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠、そのほか地域農業再生協議会において排水対策に資すると判断できる取組み。

③ 土づくり・輪作体系

肥料や有機質資材、堆肥や土壌改良資材、または緑肥を作付けすることによる土づくりや輪作体系の取組。

※麦・大豆等二毛作は不可

④ 重要病害虫の防除

薬剤により、以下の病害虫を防除する。

（大豆：紫斑病、カメムシ類、ハスモンヨトウ、シロイチモジマダラメイガ）

【取組の確認方法（整理番号１－２）】

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ・ 営農計画書 | ・ 土壌診断書 |
| ・ 現地確認 | ・ 肥料・農薬等購入伝票 |
| ・ 作業日誌 | ・ その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料 |

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県		整理番号	2-1、2-2		
使途名	担い手による所得向上に向けた高収益作物生産の取組					
対象作物	11品目の高収益作物（ねぎ、ブロッコリー、カリフラワー、さといも、とうもろこし、なす、えだまめ、たまねぎ、にんにく、じゃがいも、ごま）、その他野菜（基幹作のみ）					
単 価	11品目の高収益作物：5,500円/10a（上限単価 11,000円/10a）（2-1） その他野菜：5,000円/10a（上限単価 10,000円/10a）（2-2）					
課 題	【R7年度の評価と今後の課題】 R7年度もR6年度に引き続き産地化を図るため、需要が多い11品目とそれ以外の品目に単価の差をつけて支援を行ったところ11品目は168haで全体の74%を占めた。合計の取組面積は目標の250haを下回った。主食用米の価格高騰により、全体の作付面積が減少していると考えられる。 水田農業の収益を向上させるため、高収益作物への作付転換を推進する必要があることから、R7年度実績以上に作付が拡大するように引き続き、野菜・ごまの生産を支援していく。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	水田を活用した高収益作物の取組面積 (ha)	目標	230	220	250	256
		実績	210	239	224	-
内 容	担い手が販売を目的として水田（露地）で栽培する野菜、ごまについて、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 収穫物及び苗の販売を目的として露地で栽培されたねぎ、ブロッコリー、カリフラワー、さといも、とうもろこし（食用）、なす、えだまめ、たまねぎ、にんにく、じゃがいも、ごま（以下「11品目の高収益作物」という。）及びその他野菜 当該年度に出荷・販売実績があるもの 基幹作に限る ○11品目の高収益作物単価5,500円/10aの適用条件 筆毎に、11品目の高収益作物のみが作付されている場合に適用する。 同一筆内に、11品目の高収益作物とその他野菜が混在している場合は、その他野菜の単価5,000円/10aを適用する。					
取組の 確認方法	○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。 ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○露地で栽培されたこと及び品目の確認は、現地確認により行う。 ○作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて行う。 ○出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。					
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R9.2）					
備考	主食用米の需要は中長期的に減少傾向にあり、令和8年度以降も高収益作物への作付転換が必要となることが見込まれることから、支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	3-1
使途名	担い手による飼料用米の取組					
対象作物	飼料用米（基幹作のみ）					
単 価	3, 6 0 0 円／1 0 a （上限単価 7, 2 0 0 円／1 0 a）					
課 題	【R7年度の評価と今後の課題】 R7年度の飼料用米の取組面積は749haで、目標を大きく下回った。R6年産から一般品種の支援水準が引き下げられたことや、米価が回復基調であったことが一因と考えられる。 主食用米の「生産の目安」が増加していることや、米粉用米、加工用米については県内需要が多いことから、目標面積については下方修正するが、担い手の経営安定のため、飼料用米の支援を継続する。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	収益力向上 技術導入面積 (ha)	目標	3, 045	2, 480	845	755
		実績	3, 033	1, 829	750	-
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する戦略作物助成の対象となっている飼料用米に対して、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 戦略作物助成の対象となっている飼料用米 ○収益力向上要件 別紙2に記載の取組要件のうち1つ以上を実施する。					
取組の 確認方法	○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。 ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積及び出荷・販売の確認は、戦略作物助成の確認で兼ねる。 ○収益力向上要件の取組確認は別紙2に記載の方法で行う。					
成果等の 確認方法	収益力向上技術導入面積は産地交付金の活用実績により確認（R9.2）。					
備考	現行の水田活用の直接支払交付金制度が継続する令和8年度まで支援を行う。 令和9年度に、水田政策の見直しを踏まえて支援内容を見直す。 同一作物で3-1と3-2の重複申請は不可。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

(別紙2) 担い手による飼料用米の取組における収益力向上要件

【取組要件】

① 多収品種の導入
「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の別紙1の第4の3に規定する品種を導入する。 自家増殖した種子を用いる場合は過去2年以内に種子更新されていることが確認できること。
② 温湯消毒 ※ただしR8年度までの期間限定の取組とする。 60℃の温湯に種もみを10分間浸漬した後、15℃以下の冷水に5分間漬ける。 上記の他、JA、農業共済、市町村等で温湯種子消毒の方法が示されている場合はそれによることができる。また、温湯消毒済みの種子を購入することで取組に代えることができる。
③ 作期分散 主食用米又は飼料用米以外の非主食用米と作期の異なる品種を作付けし、作期を分散する。
④ 効率的な施肥 以下のいずれか一つ以上に取組むこと。 (流し込み施肥) 水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む。 (育苗箱全量施肥) 苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する。 (全量基肥施肥) 基肥施用時に、1期作分の肥効調節型肥料を施用する。 (側条施肥) 側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する。
⑤ 効率的な農薬処理 以下のいずれか一つ以上に取組むこと。 (育苗箱施用) 苗箱内に主要病害虫を予防的に防除できる農薬等を施用する。 (播種時同時処理) 専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する。 (田植え同時処理) 専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する。
⑥ 土壌診断を踏まえた施肥・土づくり pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用する。
⑦ 直播栽培 育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行う。
⑧ 高密度播種育苗栽培 慣行栽培(乾粳100～150g(催芽粳125～187g))より育苗密度が高くなるよう、乾粳250～300g(催芽粳312～375g)を播種・育苗し、田植機を用いて移植する。

【取組の確認方法】

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等(全てでなくてよい)により確認する。
・営農計画書 ・現地確認 ・作業日誌
・土壌診断書 ・種子・肥料・農薬等購入伝票 ・その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	3-2
使途名	担い手による飼料用米の生産性向上の取組					
対象作物	飼料用米（基幹作のみ）					
単 価	4, 0 0 0 円／1 0 a （上限単価 8, 0 0 0 円／1 0 a）					
課 題	【今後の課題】 全国的な10a当たりの収量537kgと比較して、埼玉県では415kgと122kg少ない収量量となっており、収益力向上に向けては生産性の向上が必要となる。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	単収の増加（kg/10a）	目標	-	-	-	425
		実績	-	-	-	-
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する戦略作物助成の対象となっている飼料用米について、単収の増加の取組を行う作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 戦略作物助成の対象となっている飼料用米 ○収益力向上要件（以下の3つの要件を全て満たすこと） ・多収品種の導入（「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の別紙1の第4の3に規定する品種を導入する。） ※自家増殖した種子を用いる場合は過去2年以内に種子更新されていることが確認できること。 ・イネカメムシに対する防除対策の実施 ・生育診断に基づく追肥の実施（生育診断に基づき追肥をしない場合も含む）					
取組の 確認方法	○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。 ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積及び出荷・販売の確認は、戦略作物助成の確認で兼ねる。 ○収益力向上要件の取組確認は別紙2に記載の方法で行う。					
成果等の 確認方法	収益力向上技術導入面積は産地交付金の活用実績により確認（R9.2）。					
備考	生産性・品質向上に向けた取り組みに対して、令和8年度まで支援を行う。その後の支援内容については効果検証を行い支援内容を見直す。 同一作物で3-1と3-2の重複申請は不可。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	4
使途名	担い手による飼料用米の地域内流通の取組					
対象作物	飼料用米（基幹作のみ）					
単 価	1, 4 0 0 円／1 0 a					
課 題	【R7年度の評価と今後の課題】 R7年度の飼料用米地域内流通の取組面積は321haで、目標を大きく下回った。R7年度から新設し、事前調査での実績面積を大きく下回った。飼料用米については、一般品種の支援水準が令和6年産から8年産にかけて段階的に引き下げられることや、米価が高騰していることが減少要因と考えられる。 主食用米の「生産の目安」が増加していることや、米粉用米、加工用米については県内需要が多いことから、目標面積については下方修正する。 一方で、輸入飼料が高騰しているなか、飼料用米の地域内流通には安定的な需要があることから、引き続き地域内流通の取組を維持するために、県内畜産農家に飼料用米を供給する地域内流通の取組を支援する。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	収益力向上 技術導入面積 (ha)	目 標	-	-	710	323
		実 績	-	1, 449	321	-
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する戦略作物助成の対象となっている飼料用米に対して、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 産地交付金整理番号3の対象となっている飼料用米のうち、県内の畜産農家に供給されるもの。 出荷した飼料用米の供給先が複数あり、県内の畜産農家に供する目的で生産した面積を特定することができない場合は、本支援の対象外とする。 なお、飼料用米を自らの畜産経営に供する目的で生産する者が行う取組についても、地域内流通とみなす。					
取組の 確認方法	○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。 ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積及び出荷・販売の確認は、産地交付金整理番号3に準じる。 ○県内の畜産農家に供給していることの確認は、加工用米等取組計画書（別紙様式第3－1号）及び生産出荷数量一覧表（別紙様式第6－2号又は様式第11－2号）により行う。					
成果等の 確認方法	地域内流通の取組は産地交付金の活用実績により確認（R9.2）。					
備考	現行の水田活用の直接支払交付金制度が継続する令和8年度まで支援を行う。 令和9年度に、水田政策の見直しを踏まえて支援内容を見直す。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

(別紙) 地域内流通の対象区分の定義について

- (1) 耕種農家が県内畜産農家と直接契約 → 全量対象
- (2) 耕種農家が①一部を県内畜産農家と直接契約+②残りを全農スキームで契約
→①のみ対象
- (3) 耕種農家が農協（又は民間の集荷業者）に出荷し、農協（又は民間の集荷業者）が全量県内畜産農家に出荷
→全量対象
- (4) 耕種農家が農協（又は民間の集荷業者）に出荷し、農協（又は民間の集荷業者）が
①一部県内畜産農家+②残りを飼料メーカーに出荷
→①は対象、②は出荷量のうち県内への出荷比率が証明でき（契約書等）、農協（又は民間の集荷業者）が報告を上げる際に各耕種農家の面積自体を一律、県内出荷率に換算した面積で按分できるような事務作業ができる場合のみ、地域内出荷分は対象

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	5－1				
使途名	担い手による米粉用米・新市場開拓用米の取組									
対象作物	米粉用米、新市場開拓用米（基幹作のみ）									
単 価	5,400円／10a（上限単価10,800円／10a）									
課 題	【R7年度の評価と今後の課題】 R7年度の米粉用米・新市場開拓用米は、主食用米の価格高騰などにより、目標を下回った。米粉用米は県内実需者から需要があることから、支援単価を増額し、積極的な推進を引き続き行う。目標面積については、昨年度の実績に基づき下方修正する。 また、長期的には国内の米の需要が減少していることから、担い手の作付転換の選択肢を増やすために新市場開拓用米の支援を引き続き行う。									
目 標			令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	収益力向上 技術導入面積 (ha)	目標	米粉用米	新市場開拓用米	米粉用米	新市場開拓用米	米粉用米	新市場開拓用米	米粉用米	新市場開拓用米
		実績	753	－	760	－	1,277	65	322	22
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する戦略作物助成の対象となっている米粉用米及び新市場開拓用米に対して、その作付面積に応じて助成する。									
具体的要件	○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 戦略作物助成又はコメ新市場開拓等促進事業の対象となっている米粉用米、新市場開拓用米（基幹作） ○収益力向上要件 別紙3に記載の取組要件のうち1つ以上を実施する。									
取組の 確認方法	○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。 ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○米粉用米の作付面積及び出荷・販売の確認は、戦略作物助成の確認で兼ねる。 ○新市場開拓用米の作付及び出荷・販売の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）及び要綱Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。 ○収益力向上要件の取組確認は別紙3に記載の方法で行う。									
成果等の 確認方法	収益力向上技術導入面積は産地交付金の活用実績により確認（R9.2）。									
備考	現行の水田活用の直接支払交付金制度が継続する令和8年度まで支援を行う。 令和9年度に、水田政策の見直しを踏まえて支援内容を見直す。 同一作物で5－1と5－2の重複申請は不可。									

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

（別紙３）担い手による米粉用米・新市場開拓用米の取組における収益力向上要件

【取組要件】

① 多収品種の導入
「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の別紙１の第４の３に規定する品種を導入する。 自家増殖した種子を用いる場合は過去２年以内に種子更新されていることが確認できること。
② 専用品種の導入（米粉用米のみ）
「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の別紙１の第４の４に規定する品種を導入する。 自家増殖した種子を用いる場合は過去２年以内に種子更新されていることが確認できること。
③ 温湯消毒 ※R8年度までの期間限定の取組とする。
60℃の温湯に種もみを１０分間浸漬した後、15℃以下の冷水に５分間漬ける。 上記の他、ＪＡ、農業共済、市町村等で温湯種子消毒の方法が示されている場合はそれによることができる。また、温湯消毒済みの種子を購入することで取組に代えることができる。
④ 作期分散
主食用米又は取組品目以外の非主食用米と異なる品種を作付けし、作期を分散する。
⑤ 効率的な施肥
以下のいずれか一つ以上に取組むこと。 （流し込み施肥） 水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む。 （育苗箱全量施肥） 育苗箱内に１作期分の肥効調節型肥料を施用する。 （全量基肥施肥） 基肥施用時に、１期作分の肥効調節型肥料を施用する。 （側条施肥） 側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する。
⑥ 効率的な農薬処理
以下のいずれか一つ以上に取組むこと。 （育苗箱施用） 育苗箱内に主要病害虫を予防的に防除できる農薬等を施用する。 （播種時同時処理） 専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する。 （田植え同時処理） 専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する。
⑦ 土壌診断を踏まえた施肥・土づくり
pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用する。
⑧ 直播栽培
育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行う。
⑨ 高密度播種育苗栽培
慣行栽培（乾籾100～150g（催芽籾125～187g））より育苗密度が高くなるよう、乾籾250～300g（催芽籾312～375g）を播種・育苗し、田植機を用いて移植する。

【取組の確認方法】

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。	
・営農計画書	・土壌診断書
・現地確認	・種子・肥料・農薬等購入伝票
・作業日誌	・その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	5－2				
使途名	担い手による米粉用米・新市場開拓用米の生産性向上支援									
対象作物	米粉用米、新市場開拓用米（基幹作のみ）									
単 価	5, 8 0 0 円／1 0 a（上限単価 1 1, 6 0 0 円／1 0 a）									
課 題	【今後の課題】 全国的な10a当たりの収量505kgと比較して、埼玉県では460kgと45kg少ない収穫量となっており、収益力向上に向けては生産性の向上が必要となる。									
目 標			令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	単収の増加 500 kg（現状R6：460 kg）	目標	米粉用米	新市場開拓用米	米粉用米	新市場開拓用米	米粉用米	新市場開拓用米	米粉用米	新市場開拓用米
			－	－	－	－	－	－	470	－
		実績	－	－	－	－	－	－	－	－
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する戦略作物助成の対象となっている米粉用米及び新市場開拓用米について、単収の増加の取組を行う作付面積に応じて助成する。									
具体的要件	○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 戦略作物助成又はコメ新市場開拓等促進事業の対象となっている米粉用米、新市場開拓用米（基幹作） ○収益力向上要件（以下の2つの要件を全て満たすこと） ・イネカメムシに対する防除対策の実施 ・生育診断に基づく追肥の実施（生育診断に基づき追肥をしない場合も含む）									
取組の確認方法	○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。 ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○米粉用米の作付面積及び出荷・販売の確認は、戦略作物助成の確認で兼ねる。 ○新市場開拓用米の作付及び出荷・販売の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）及び要綱Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。 ○収益力向上要件の取組確認は別紙3に記載の方法で行う。									
成果等の確認方法	収益力向上技術導入面積は産地交付金の活用実績により確認（R9.2）。									
備考	生産性・品質向上に向けた取り組みに対して、令和8年度まで支援を行う。その後の支援内容については効果検証を行い支援内容を見直す。 同一作物で5－1と5－2の重複申請は不可。									

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県			整理番号	6-1、6-2	
使途名	二毛作助成					
対象作物	戦略作物等（麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米、そば（二期作を含む）、なたね、新市場開拓用米、ごま） （二毛作）					
単 価	（基幹作－二毛作） 戦略作物等－戦略作物等の組合せ： 10, 600円／10a （上限単価21, 200円／10a）（6－2） 主食用米 －戦略作物等の組合せ： 3, 900円／10a （上限単価7, 800円／10a）（6－1）					
課 題	【R7年度の評価と今後の課題】 R7年度における実施面積は 3,536haで、R6年度より44ha減少した。 戦略作物同士の組み合わせは二毛作全体の28%で、目標達成できなかった。主食用米の面積が増加したことが要因であると考えられる。 R8年度の目標については、麦、大豆、米粉用米等の支援単価を引上げ戦略作物同士の二毛作を増加させる推進をしているため、令和6年度の実績数値を目標とした。 米粉用米等の需要のある戦略作物への転換を進め、R8年度も引き続き、戦略作物同士の二毛作を推進し、水田の有効活用を推進していく。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	戦略作物同士の組み合わせの割合（%）	目標	50%	49%	42%	30%
		実績	49%	42%	28%	－
内 容	「対象作物同士」又は「主食用米と対象作物」の組み合わせによる二毛作を行った場合、二毛作として作付けする対象作物の作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 戦略作物助成の対象作物（麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米）、新市場開拓用米、そば（二期作を含む）及びなたね、ごま 二毛作のみ、種子用を含む。 ○その他要件 別紙4のとおり					
取組の確認方法	・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて行う。 ・その他要件については、別紙4のとおり。					
成果等の確認方法	産地交付金の交付実績により確認（R9.2）					
備考	水田で作付する麦、大豆、飼料作物の二毛作の割合はそれぞれ60%、32%、35%であり、二毛作への支援は県内の麦、大豆、飼料作物の振興上必要不可欠であるため、支援年限の設定は行わない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

(別紙4) 二毛作助成のその他要件について

1 具体的要件

二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うこと。

(1) 麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2) 大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3) 飼料作物

青刈り稲にあつては、加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1）の認定を受けていること。

その他の飼料作物にあつては、実需者等との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（飼料作物の自家利用）記録」（参考様式3）を策定していること。

(4) 飼料用米、米粉用米

加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項）の認定を受けていること。飼料用米の生産に当たっては整理番号3の別紙2の収益力向上要件の取組を実施すること。

(5) WCS用稲

加工用米等取組計画書の認定を受けていること。

(6) 加工用米

加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5）の認定又は加工用米出荷契約（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第6の1）を締結していること。

(7) そば、なたね（搾油用）

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※麦、大豆、そば、なたね（搾油用）のうち、自家加工については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号）を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

(8) 新市場開拓用米

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※ 種子用の場合

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(9) ごま

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

2 確認方法

(1) 麦、大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号）により確認する。

(2) 飼料作物

利用供給協定書又は水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（飼料作物の自家利用）記録により確認する。

(3) 飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米

加工用米等取組計画書及び加工用米等生産出荷数量一覧表により確認する。

(4) 加工用米

加工用米等取組計画書又は加工用米出荷契約書及び加工用米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(5) そば、なたね（搾油用）

出荷・販売契約書により確認する。自家加工については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-1号）により確認する。

(6) ごま

出荷・販売契約書により確認する。自家加工の場合には、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式2）を策定していること。

(別紙5) 飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、子実用とうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WC S用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(別紙6) 出荷・販売契約及び利用供給協定に含まれるべき事項

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類及び量
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 飼料作物を利用する者
- (5) 圃場の場所及び面積
- (6) 利用供給協定締結期間
- (7) 飼料作物の出荷・販売及び供給の条件
(作業分担及び品代・経費の負担等)
- (8) その他必要な事項

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県			整理番号	7	
使途名	飼料作物の作付の取組					
対象作物	飼料作物等（基幹作・二毛作）					
単 価	5,400円/10a（上限単価 10,800円/10a）					
課 題	【R7年度の評価と今後の課題】 R7年度の飼料作物の取組は330haで目標面積を達成できなかった。飼料作物の面積が減少し、主食用米の面積が増加したことが要因であると考えられる。 米粉用米や加工用米といった戦略作物の県内需要が多いことから、目標は下方修正するが、飼料作物の収益力向上技術の導入を支援し、需要者の要望に応じた飼料作物の生産量の確保に取り組む。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	収益力向上技術 導入面積（ha）	目標	290	370	378	334
		実績	342	336	330	-
内 容	販売又は畜産農家への供給（自家利用含む）を目的として水田で栽培する飼料作物等に対して、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 ・飼料作物等（別紙5） なお、同一ほ場で当該助成の対象作物同士で二毛作を行う場合、いずれも助成対象とする。ただし、二期作や同じ作物を年度内に2回以上収穫することは二毛作として扱わない。 また、異なる整理番号の助成対象作物との組合せで二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 ○収益力向上の取組 別紙7に記載の取組要件のうち1つ以上取り組む。 ○その他 ・別紙6の内容が含まれた出荷・販売契約もしくは利用供給協定書を締結（自家利用の場合には、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（飼料作物の自家利用）記録」（参考様式3）を策定）していること。 ・当年産において、飼料作物等の作付が行われる水田であること。 ・対象作物が確実に飼料として利用されていること。					
取組の 確認方法	・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて行う。 ・利用供給協定に含まれる事項の確認は、利用供給協定書により確認する。 ・出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。					
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R9.2）					
備考	主食用米の需要は中長期的に減少傾向にあり、令和8年度以降も飼料作物への作付転換が必要となることから、支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

別紙 7 収益力向上要件

①推奨品種の使用(多年生牧草の場合は、令和8年度に播種するものに限る)

飼料作物栽培基準(令和2年9月埼玉県農林部策定)に記載の推奨品種を使用する。

②排水対策

以下のいずれか一つ以上に取り組む。

心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠、そのほか地域農業再生協議会において排水対策に資すると判断できる取り組み。

③土壌診断による適正施肥の実施

pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材の施用を行う。

④たい肥利用による資源循環の取組

水田で生産された対象作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたたい肥を利用する。

散布量は、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、当該基準とし、基準なき場合は10a当たりで2t又は4m³以上とする。

⑤病虫害の予防的防除(WCS用稲のみ)

は種前から移植当日に、いもち病及びチョウ目に効果のある箱施薬剤を使用する。

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等(全てでなくてよい)により確認する。

- ・営農計画書
- ・土壌診断書
- ・現地確認
- ・肥料農薬等購入伝票
- ・作業日誌
- ・その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	8-1
使途名	加工用米の取組					
対象作物	加工用米（基幹作及び二毛作）					
単 価	5, 4 0 0 / 1 0 a （上限単価 1 0, 8 0 0 円 / 1 0 a）					
課 題	【R7年度の評価と今後の課題】 R7年度の加工用米は、主食用米の価格高騰などにより、等級低下による品代減少の懸念や、主食用米の価格高騰により、生産者の取組意欲が減少していることから、令和7年産の需要に応じた確実な生産を目的に、新たに設定したが、目標を下回った。前年度の実績に基づいた目標数値に下方修正する。 加工用米は実需者から需要があることから、支援単価を増額し、積極的な推進を引き続き行う。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	目標		-	-	180	43
	収益力向上 技術導入面積 (ha)	実績	-	144	41	-
内 容	販売を目的として水田で栽培する加工用米に対して、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 加工用米（基幹作、二毛作） 加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5）の認定又は加工用米出荷契約（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第6の1）を締結していること。 なお、同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を実施した場合においても当該助成は有効とする。 ○収益力向上要件 別紙8に記載の取組要件のうち1つ以上を実施する。					
取組の 確認方法	○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて行う。 ○収益力向上要件の取組確認は別紙8に記載の方法で行う。					
成果等の 確認方法	収益力向上技術導入面積は産地交付金の活用実績により確認（R9.2）。					
備考	現行の水田活用の直接支払交付金制度が継続する令和8年度まで支援を行う。 令和9年度に、水田政策の見直しを踏まえて支援内容を見直す。 同一作物で8-1と8-2の重複申請は不可。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

（別紙８）加工用米の取組における収益力向上要件

【取組要件】

① 多収品種の導入
「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の別紙１の第４の３に規定する品種を導入する。 自家増殖した種子を用いる場合は過去２年以内に種子更新されていることが確認できること。
② 温湯消毒 ※R8年度までの期間限定の取組とする。
60℃の温湯に種もみを１０分間浸漬した後、15℃以下の冷水に５分間漬ける。 上記の他、ＪＡ、農業共済、市町村等で温湯種子消毒の方法が示されている場合はそれによることができる。また、温湯消毒済みの種子を購入することで取組に代えることができる。
③ 作期分散
主食用米又は加工用米以外の非主食用米と作期の異なる品種を作付けし、作期を分散する。
④ 効率的な施肥
以下のいずれか一つ以上に取組むこと。 (流し込み施肥) 水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む。 (育苗箱全量施肥) 苗箱内に１作期分の肥効調節型肥料を施用する。 (全量基肥施肥) 基肥施用時に、１期作分の肥効調節型肥料を施用する。 (側条施肥) 側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する。
⑤ 効率的な農薬処理
以下のいずれか一つ以上に取組むこと。 (育苗箱施用) 苗箱内に主要病害虫を予防的に防除できる農薬等を施用する。 (播種時同時処理) 専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する。 (田植え同時処理) 専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する。
⑥ 土壌診断を踏まえた施肥・土づくり
pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用する。
⑦ 直播栽培
育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行う。
⑧ 高密度播種育苗栽培
慣行栽培（乾粃100～150g（催芽粃125～187g））より育苗密度が高くなるよう、乾粃250～300g（催芽粃312～375g）を播種・育苗し、田植機を用いて移植する。

【取組の確認方法】

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。	
・営農計画書	・土壌診断書
・現地確認	・種子・肥料・農薬等購入伝票
・作業日誌	・その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	8-2
使途名	加工用米の生産性向上の取組					
対象作物	加工用米（基幹作及び二毛作）					
単 価	5, 8 0 0 / 1 0 a （上限単価 1 1, 6 0 0 円 / 1 0 a）					
課 題	【今後の課題】 全国的な10a当たりの収量505kgと比較して、埼玉県では460kgと45kg少ない収穫量となっている。収益力向上に向けては生産性の向上が必要となる。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	目 標		-	-	-	470
	単収の増加（kg/10a）	実績	-	460	-	-
内 容	販売を目的として水田で栽培する加工用米に対して、生産性向上の取組を実施した作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 加工用米（基幹作、二毛作） 加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5）の認定又は加工用米出荷契約（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第6の1）を締結していること。 なお、同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を実施した場合においても当該助成は有効とする。 ○収益力向上要件 ・イネカメムシに対する防除対策の実施 ・生育診断に基づく追肥の実施（生育診断に基づき追肥をしない場合も含む）					
取組の 確認方法	○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて行う。 ○収益力向上要件の取組確認は別紙8に記載の方法で行う。					
成果等の 確認方法	収益力向上技術導入面積は産地交付金の活用実績により確認（R9.2）。					
備考	生産性・品質向上に向けた取り組みに対して、令和8年度まで支援を行う。その後の支援内容については効果検証を行い支援内容を見直す。 同一作物で8-1と8-2の重複申請は不可。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県						整理番号	9		
使途名	そば、なたねの作付の取組									
対象作物	そば、なたね（搾油用）（基幹作）									
単 価	20,000円/10a									
課 題	【R7年度の評価と今後の課題】 R7年度のそば（基幹作）の作付面積は92haと目標を上回ったが、なたね（基幹作）の作付面積は1haで目標を下回った。 そばは県内全域、なたねは一部地域で取り組まれている。地域の需要者の要望に応じた生産量を確保するとともに、水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、R8年度も引き続き産地交付金を活用した支援を行っていくこととする。									
目 標			令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	水田における そば、なたねの作 付面積（ha）	目標	そば	なたね	そば	なたね	そば	なたね	そば	なたね
		実績	41	1	49	6	82	2	101	1
内 容	当年における作付面積に応じて助成する。									
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 そば、なたね（搾油用）（基幹作のみ、同一年度で一作のみ） 同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。 ※自家加工については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9－2号）を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。									
取組の 確認方法	○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。 ○集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて行う。 ○出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。									
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R9.2）									
備考	対象作物、交付単価は国が設定しているため、支援年限は設定していない。									

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県			整理番号	10	
使途名	新市場開拓用米の複数年契約加算					
対象作物	新市場開拓用米（基幹作）					
単 価	10,000円／10a					
課 題	【R7年度の評価と今後の課題】 R7年度の複数年契約の取組は0haであり、目標達成には至らなかった。R8年度は新市場開拓用米の定着に向けて引き続き複数年契約を推進する。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	複数年契約の 取組面積（ha）	目標	15	1	1	7
		実績	6	0	0	-
内 容	新市場開拓用米の複数年契約面積に応じて助成する。					
具体的要件	○需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約（令和8年度に新たに締結したもの）に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。）による取組であること。 ① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。 ② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 ③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。 なお、新市場開拓用米を自らの加工・販売に供する目的で生産する者が行う取組についても、3年以上確実に取り組む場合には支援対象とする。 ○需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。 ○令和8年度コメ新市場開拓等促進事業に採択されていること。					
取組の 確認方法	○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。 ○集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○契約面積の確認は、加工用米等取組計画書または、生産者団体等が作成する取組計画書に添付される生産者リストに記載されている契約面積により確認する。 ○自家販売・加工の取組については、加工用米等自家加工等販売計画書により確認する。					
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R9.2）					
備考	対象作物、交付単価は国が設定しているため、支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	11
使途名	新市場開拓用米の作付の取組					
対象作物	新市場開拓用米（基幹作のみ）					
単 価	20,000円／10a					
課 題	【R7年度の評価と課題】 R7年度の作付は19haであり、R6年度よりも39ha減少し、目標を下回った。実需者とのマッチングや取引価格が課題となっていると考えられる。前年度の実績に基づいた目標数値に下方修正する。 米の需要が減少する中、輸出などの新たな市場開拓への取組を推進し、需要に応じた米生産並びに水田農業の経営安定を図るため、R8年度も引き続き産地交付金及びコメ新市場開拓等促進事業を活用して支援を行っていくこととする。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	新市場開拓用米の作付面積(ha)	目標	100	60	78	22
		実績	50	58	19	-
内 容	内外の米の新市場の開拓を図る輸出用米等の米穀作付の取組に助成する。					
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 新市場開拓用米（基幹作のみ） 同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1）の認定を受けていること。					
取組の 確認方法	・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて行う。 ・出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。					
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績（R9.2）及びコメ新市場開拓等促進事業の実施状況報告（R9.3）を元に確認					
備考	対象作物、交付単価は国が設定しているため、支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県			整理番号	12
使途名	地力増進作物の作付の取組				
対象作物	別紙9のとおり（基幹作）				
単 価	20,000円（※）／10a ※単価の考え方は、具体的要件に記載。				
課 題	【R7年度の評価と今後の課題】 R7年度は0haと取組がなかった。 今年は主食用米の需要が高まっていることを考慮し、目標はR7年からは下方修正し、次作に向けた取組であることを十分に周知した上で、地力増進作物による計画的な土づくりを産地交付金を活用して支援する。				
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度
	地力増進作物の取組 面積 (ha)	目標	2	2	6
		実績	0	7	0
内 容	地力増進作物の令和8年度取組面積に応じて支援を行う。				
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 別紙9のとおり。 ※すぎ込みを行う年度を取組の年度とする。 ○助成対象面積 令和8年度取組面積 ○追加配分方法について 地域農業再生協議会毎にア及びイの合計面積について、追加配分を行う。 ア 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積（ただし、支援対象年度の作付面積が前年度の産地交付金の追加配分実施面積より小さい場合は、支援対象年度の作付面積とします。） イ 支援対象年度の作付面積が前年度の作付面積から増加している場合、以下の(ア)又は(イ)のいずれか小さい方の面積 (ア) 水稻（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除きます。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積 (イ) 地力増進作物（基幹作に限ります。）の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積 ○単価の考え方 地域農業再生協議会毎にみて、所要額が配分額以内の場合 単価20,000円/10a 地域農業再生協議会毎にみて、所要額が配分額を上回る場合 20,000円/10a × （地域農業再生協議会の配分額） ÷ （助成対象面積 × 20,000円/10a） ○その他 別紙10のとおり				
取組の 確認方法	○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。 ○集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて行う。				
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R9.2）				
備考	対象作物、交付単価は国が設定しているため、支援年限は設定していない。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

別紙 9 地力増進作物の範囲

エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ（緑肥用）、イタリアンライグラス（緑肥用）、ソルガム（ソルゴー）、スーダングラス（緑肥用）、ギニアグラス（緑肥用）、トウモロコシ（緑肥用）、ヒエ（緑肥用）、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー類、クロタリア、セスバニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ（チャガラシ）、ナタネ（緑肥用）、ハゼリソウ

別紙 10 その他

以下の条件をすべて守ること。

- ① 緑肥利用マニュアル（農研機構中央農研発行）または種苗メーカーが推奨する標準は種量をは種すること。
- ② 緑肥利用マニュアル（農研機構中央農研発行）または種苗メーカーが推奨する時期に、は種作業及びすき込み作業を実施する。
- ③ すき込み前に、子実及び茎葉の収穫や放牧を行わないこと。
- ④ 前年度に同一ほ場での地力増進作物の取組に対する助成を受けていないこと。
- ⑤ 地力増進作物の導入の目的、次作の作物を記載した取組計画を取組年度の6月末までに作成すること。
- ⑥ ⑤の取組計画により、次作が休耕でないことが確認できること。

取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- ・ 営農計画書
- ・ 地力増進作物種子購入伝票
- ・ 緑肥利用マニュアル（農研機構中央農研発行）または種苗メーカーが発行するカタログ等の栽培方法や効果が確認できる書類
- ・ 取組計画
- ・ 作業日誌
- ・ 写真
- ・ 現地確認
- ・ その他、地域農業再生協議会が必要と認める書類

(参考様式)

地力増進作物取組計画

〇〇地域農業再生協議会長 様

作成年月日 年 月 日

氏名

1 地力増進作物の取組内容

作物名

ほ場番号

は種時期 年 月

すき込み時期 年 月

導入の目的

2 次作

作物名

作付時期 年 月 ~ 年 月

(参考)

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

地域の取組に応じた追加配分以外の追加配分があった場合及び当初配分に残余が生じた場合については、整理番号1～3、5～8について単価調整係数を用いて一律に引き上げる。上限単価となった使途がある場合は、残額を活用して、当該使途以外の単価を同じ方法で引き上げる(10円未満切捨)。
「魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組」の追加配分があった場合については、整理番号1-2、3-2、5-2、8-2に対して単価調整係数を用いて一律に配分する。対象とする全ての使途が上限単価となった使途がある場合は、残額を活用して、当該使途以外の単価を同じ方法で引き上げる(10円未満切捨)。

(1) 上限単価

整理番号1-1(麦・大豆)	11,000円/10a
整理番号1-2(麦・大豆 生産性向上)	11,800円/10a
整理番号2-1(高収益作物 11品目)	11,000円/10a
整理番号2-2(高収益作物 その他)	10,000円/10a
整理番号3-1(飼料用米)	7,200円/10a
整理番号3-2(飼料用米 生産性向上)	8,000円/10a
整理番号5-1(米粉用米・新市場開拓用米)	10,800円/10a
整理番号5-2(米粉用米・新市場開拓用米 生産性向上)	11,600円/10a
整理番号6-1(二毛作助成 主食+戦略作物等)	7,800円/10a
整理番号6-2(二毛作戦略作物同士)	21,200円/10a
整理番号7(飼料作物)	10,800円/10a
整理番号8-1(加工用米)	10,800円/10a
整理番号8-2(加工用米 生産性控除)	11,600円/10a

(2) 計算式

【地域の取組に応じた追加配分以外の追加配分】

① 単価調整係数 = (配分額(追加配分後)) / (当初単価による所要額)

調整後単価 = 当初単価 × 単価調整係数

【魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組に対しての追加配分について】

② 魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援に関する単価調整係数

= 魅力分追加額 / 単価調整後の1-2, 3-2, 5-2, 8-2の所要額合計

③ 魅力分追加配分を加味した単価調整係数

= ① 単価調整係数 + ② 魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援に関する単価調整係数

調整後単価 = (当初単価 × ③ 魅力分追加配分を加味した単価調整係数)

なお、残額がある場合については、魅力分追加額の計算式と同様に「魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組」以外(整理番号4を除く)に対しても配分を行う。

地域の取組に応じた追加配分については、整理番号9～12に充当する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

整理番号1～8について所要額が配分額を超過した場合

追加配分(地域の取組に応じた追加配分以外)により充当した単価を当初計画単価に戻した上で、配分額の合計額に収まるよう一律に減額を行う。減額調整により、余剰が生じた場合は上記4に基づいて調整する。ただし、充当の上限を当初計画単価に読み替える。

整理番号9～11について所要額が配分額を超過した場合

地域の取組に応じた配分額(12に対する配分額を除く)の合計に収まるよう一律に減額を行う。

整理番号12について所要額が配分額を超過した場合

12に対する地域農業再生協議会毎の配分額の合計額に収まるように、地域農業再生協議会毎に一律に減額を行う。

減額調整方法については下記①式により、単価調整係数(小数点第5位以下切捨)を計算し、交付単価を減額(10円未満切捨)する。

【①式】単価調整係数 = 配分額の合計 / 所要額の合計

6. 高収益作物について

ごま

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜・花き・花木・果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。